

新旧対照表

現 行

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第20項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）

用途	規模等
(略)	(略)

- (2) (略)

2 (略)

改 正 案

(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。）

用途	規模等
(略)	(略)

- (2) (略)

2 (略)